

平成25年度 中小企業者に関する国等の契約の方針

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を6月25日に閣議決定しました。

同方針で示された、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標や今年度から新たに講じることとした主な措置は下記のとおりです。

	平成24年度目標	平成24年度実績	平成25年度目標
官公需総額	6兆8,052億円	7兆1,181億円	7兆4,068億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆8,312億円	3兆8,067億円	4兆1,902億円
中小企業・小規模事業者向け比率	56.3%	53.5%	56.6%

中小企業・小規模事業者向け契約目標額は4兆1,902億円（前年度比35.90億円増）、同契約目標率は56.6%（前年度比0.3%増）。

平成25年度の中小企業・小規模事業者向けの契約目標

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため新たに講じる主な措置

（１）原材料価格等の上昇により

影響を受ける中小企業・小規模事業者への配慮

燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等についての発注における配慮

最新の実勢価格や需給の状況等を考慮して予定価格を作成するよう努める。

商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努める。

（２）官公需における物件等の価値の適正な評価への配慮

▼調達対象の物件等の価値を適切に評価することにより、中小企業・小規模事業者による受注機会の確保を図る。
具体的には左記の３点。

・価格以外の品質や機能の評価する入札制度である「総合評価落札方式」の適切な活用
・品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成
・価格以外の要素の適切な評価

官公需適格組合制度

中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、その普及のため、国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」と定めています。

さらに、競争契約参加資格審査における「総合点数の算定方法に関する特例」の活用にも努め、「官公需適格組合の発注機関別受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める」こととなっています。